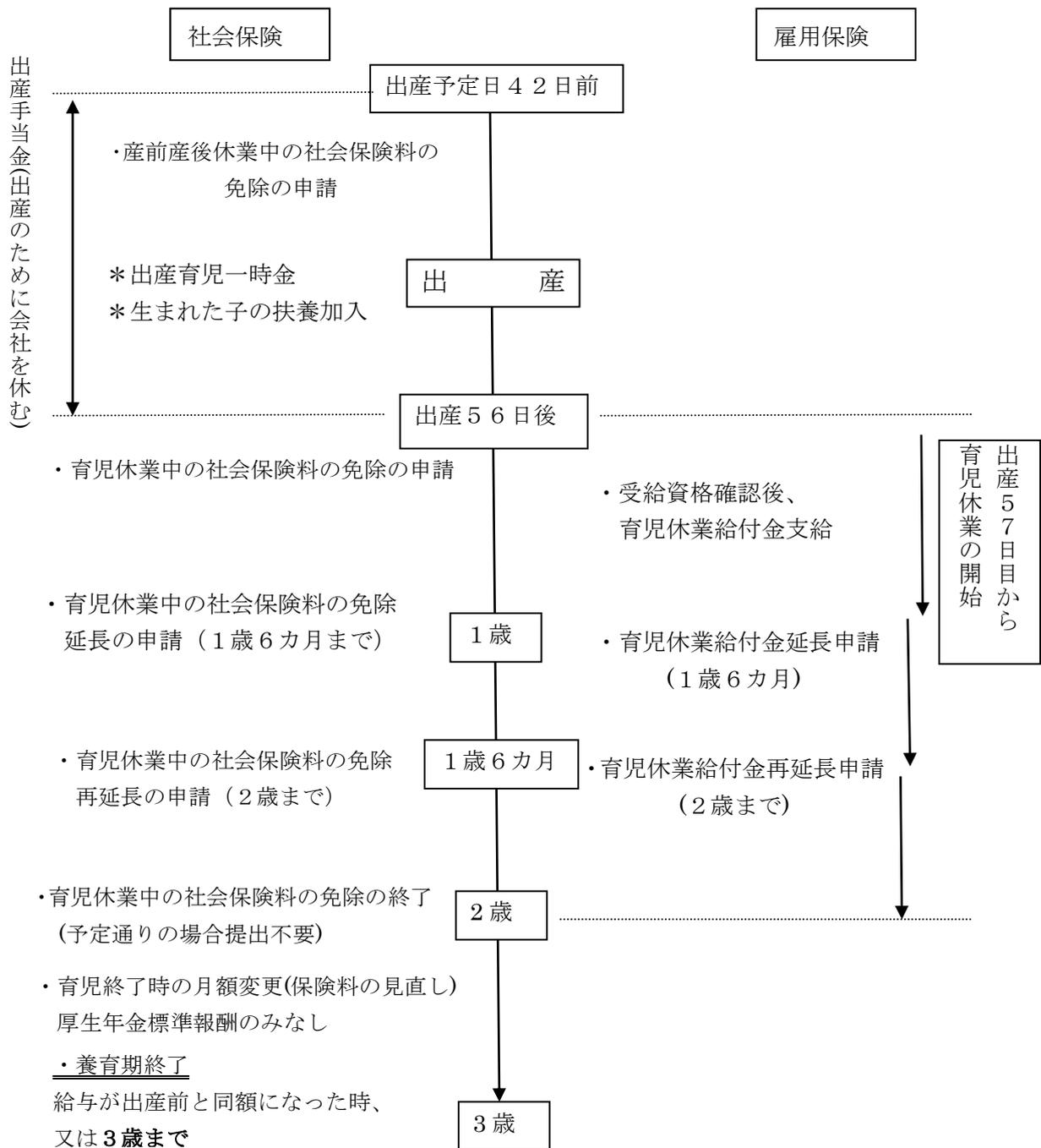


労働・助成金情報 特急便

第74号 (2018年10月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

今回は、会社等に勤めている方(第2号被保険者)が出産した際にどのような給付や免除があるのかをご紹介します。まずは、全体の手続きの流れをご紹介します。



次は手続きの内容をひとつずつ見ていきたいと思います。まず、**女性だけが取得できる産前産後休業**です。これは正社員だけでなくパートも取得できる休業です。

労働基準法では社会保険・雇用保険の加入有り無しや勤務年数に関係なく、女性からの請求があった時は、出産予定日 42 日前(多胎妊娠の場合、14 週間前)から産後 56 日は休ませなくてはなりません。また、産前産後の休業期間中とその後 30 日間は解雇することはできません。

そして、社会保険に加入していると以下の免除を受けることができます。いずれも手続きが必要となります。

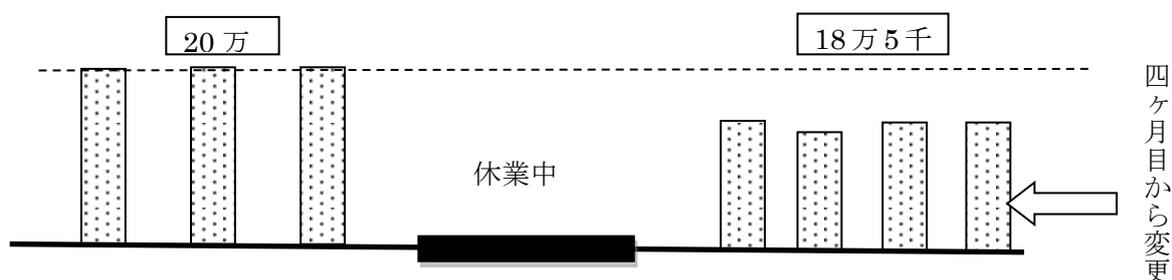
◆ 産前産後休業・育児休業期間中の社会保険の免除

事業主が、年金事務所又は健康保険組合に申出することによって、産前産後休業・育児休業をしている間の社会保険料が、被保険者本人分負担と事業主負担分が免除される制度です。その際、免除された期間分も将来の年金額に含まれます。また、賞与・期末手当等にかかる保険料も免除されます。

※平成 31 年 4 月 1 日からは、国民年金だけ(第 1 号被保険者)に加入している方でも、出産予定日の含まれる月の前月から 4 ヶ月分の国民年金の保険料が免除されます。

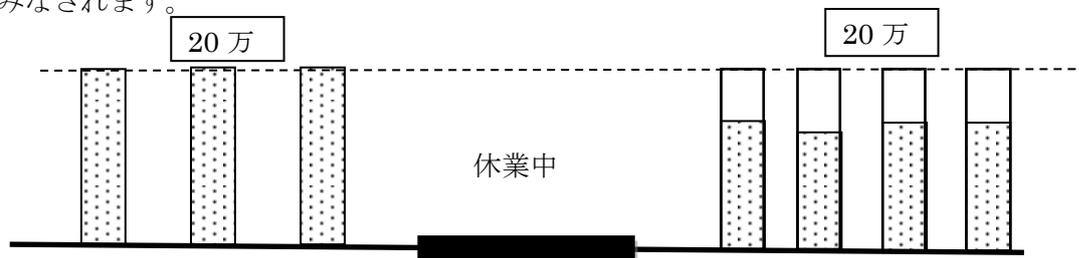
◆ 産前産後休業終了後・育児休業終了後の社会保険料の報酬月額変更

産前産後休業又は育児休業が終了した後、育児等を理由に給与が下がった場合、実際に受け取る給与と標準報酬月額(保険料負担)がかけ離れた額になることがあります。通常、2 等級差がないと変更できませんが、この場合は 2 等級差がなくても標準報酬月額の変更ができます。



◆ 3 歳未満の子を養育する期間についての厚生年金標準報酬みなし

3 歳未満の子を養育する方で、産前産後休業終了後・育児休業後の標準報酬月額が養育を始めた月の前月と比べて下がった場合は、子の養育する前の標準報酬月額(従前標準報酬月額)で社会保険料を納めているとみなされます。



※申出があった日より前に養育期間がある場合は、申出があった月の前月までの 2 年間に遡って標準報酬のみなしが受けられます。

今回は社会保険と雇用保険の給付金に関するお話です。